

インフルエンザの出席停止期間について

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後			
 Aくん	発症後1日目に 解熱した 場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	学校保健安全 より、インフルエンザ 基準が「解熱後5日 から「発症した後5日 経過後の発熱が 続く場合」に 「発症した後5日 経過するまで」と変			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			登校可能	
 Bくん	発症後2日目に に解熱した 場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			出席停止	
 Cさん	発症後3日目に に解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			出席停止	
 Dさん	発症後4日目に に解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			出席停止
 Eくん	発症後5日目に に解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」と変わりました。

発症した日からかざえると、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。

出席停止の期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

発症日を0日目とするので、発症日から数えると必ず6日間は休む必要があります。

また、「解熱後2日間」の数え方も解熱した日を0日目として数えます。

※ ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。